

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 県土整備部都市計画課

法令名	土地区画整理法	法令番号	昭和29年法律119号						
手続名	個人施行の廃止	根拠条項	第13条第1項						
審査基準	<p>（廃止の認可） 過去に実績がないので当分の間審査基準を設けない。</p> <p>（終了の認可）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 土地区画整理事業の終了が明らかであること。 2 その他、法令に適合していること。 								
	受付機関	各市町	処理機関	都市計画課	交付機関	都市計画課	標準処理期間	60日	目次
							標準経由期間	20日	